

水道メーターに関する Q&A

Q1	水道メーターの検定有効期間は何年ですか？
A1	8年です。水道メーターの検定有効期間は計量法で定められています。
	関連法規 <input type="checkbox"/> 計量法施行令 第18条(検定証印等の有効期間のある特定計量器)
Q2	水道メーターの検定有効期限はどこに表示されていますか？
A2	<p>検定証印又は基準適合証印の隣接した箇所に検定有効期限が表示されています。</p> <p>検定証印又は基準適合証印は水道メーターの見やすい部分に表示されており、一般的には水道メーターの蓋裏面へのシール貼り付け、若しくは本体へ証印(玉)が取り付けられています。</p> <p>なお、表記の上段が西暦の年、下段が月で有効期限を表しており、2018年以前の検定品は和暦表記となっております。</p>
	関連法規 <input type="checkbox"/> 特定計量器検定検査規則 第24条(検定証印を付する部分) <input type="checkbox"/> 特定計量器検定検査規則 第25条(有効期間満了の表示)
Q3	蓋の裏のシールは、どのような意味があるのですか？
A3	<p>検定証印又は基準適合証印と呼ばれるシールであり、そのメーターが検定に合格していることを示すとともに、検定有効期限の年月が表示されています。</p>
	関連法規 <input type="checkbox"/> 特定計量器検定検査規則 第25条(有効期間満了の表示) <input type="checkbox"/> 経済産業省告示第57号 第2条 <input type="checkbox"/> 経済産業省告示第57号 第3条 <input type="checkbox"/> 計量法 第72条(検定証印) <input type="checkbox"/> 計量法 第96条(表示)
Q4	検定有効期限を超えて使用した場合はどうなりますか？
A4	<p>検定有効期限を超えた場合は、そのメーターの計量値を元に料金徴収等の取引、証明の行為ができなくなります。</p> <p>これに違反する者は計量法で6か月以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すると定められています。</p>
	関連法規 <input type="checkbox"/> 計量法 第16条(使用の制限) <input type="checkbox"/> 計量法 第172条(罰則)
Q5	水道メーターは計量法の規制対象ですか？
A5	規制の対象です。取引、証明に使用される口径350mm以下の水道メーターは、計量法で特定計量器と定められており、原理・構造を問わず計量法の規制対象となっています。
	関連法規 <input type="checkbox"/> 計量法施行令 第2条(特定計量器)

Q6	私設メーターも検定を受けなければ使用できませんか？
A6	私設メーター(子メーターとも呼ばれます)を使い、使用量に応じた料金を配分する場合も「証明上の計量」に当たるため、検定に合格し、かつ検定有効期限内のメーターでなければなりません。計量法で取引又は証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ有効期限内のものでなければ使用できないと定められています。
	関連法規 <input checked="" type="radio"/> 計量法 第16条(使用の制限)
Q7	水道メーターにプラスチックの蓋がついているが、取ってしまった場合はどうなりますか？
A7	蓋が付いているメーターは、ほとんどの場合、蓋の裏面に検定証印又は基準適合証印のシールが貼り付けてあります。また、製造番号を蓋に表示しているメーターもあります。これらは法的に必要な表記事項であり、蓋を取ることによって特定計量器としての効力を失うため、取引、証明に使用できなくなります。 その表記事項が消失したままメーターを使用した場合、計量法に違反し、罰せられます。6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金、あるいはこれらが併科されます。
	関連法規 <input checked="" type="radio"/> 計量法 第16条(使用の制限) <input checked="" type="radio"/> 計量法 第172条(罰則)
Q8	磁気活水器は使用できますか？
A8	磁気活水器をご利用される場合は、水道メーターの計測を正確にし、検針業務を円滑に進めるため、水道メーターから50cm以上離した位置(家側に)に設置をお願いします。また磁気活水器の影響で水道メーターに故障が生じた場合の取替費用はお客様の負担となります。 (公社)日本水道協会が実施した調査では、水道メーターに近接して磁気活水器が設置された場合、計測に影響を及ぼす場合があることが判明しています。 なお長与町水道局では浄水器、活水器などの器具の販売、勧誘などは一切おこなっておりません
	参考資料 <input checked="" type="radio"/> (公社)日本水道協会ホームページ(その他の水処理用器具の設置について)
Q9	水を使用していないにも関わらず、パイロット(回転指標)がゆっくりと回転しているが、なぜでしょうか？
A9	水道メーターから宅内への配管や水栓からの漏水が考えられます。 漏水の確認方法は、水道の元栓、及び宅内にある水道の蛇口を全て締めた状態で、水道メーターのパイロットが回転しているかどうかをご確認ください。 もし回転している場合には上下水道課、長与町水道指定給水装置工事事業者又は建物の管理者にご相談ください。